



◆地域型保育事業の基準について

資料 2

1 地域型保育事業とは……

子ども・子育て支援新制度では、「小規模保育(利用定員6人以上19人以下)」、「家庭的保育(利用定員5人以下)」、「事業所内保育(主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供)」、「居宅訪問型保育」を市町村による認可事業(地域型保育事業)として、児童福祉法に位置づけた上で地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとすることになっています。

子ども・子育て支援給付

- 施設型給付 ①
- 地域型保育給付 ②
- 児童手当 ③

地域子ども・子育て支援事業

- ①利用者支援事業
- ②地域子育て支援拠点事業
- ③妊婦健診
- ④乳幼児家庭全戸訪問事業
- ⑤養育支援訪問事業
(要支援児童・要保護児童等の支援に資する事業)
- ⑥子育て短期支援事業
- ⑦ファミリーサポートセンター事業
- ⑧一時預かり事業
- ⑨延長保育事業
- ⑩病児・病後児保育事業
- ⑪放課後児童クラブ
- ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬多様な主体の参入促進事業

①施設型給付の対象

対象施設	認定こども園
	幼稚園
	認可保育所
認可	北海道
確認	名寄市
給付	施設が代理受領

②地域型保育給付の対象(0～2歳児)

対象事業	小規模保育事業	定員6人以上19人以下
	家庭的保育事業	定員5人以下。保育者の自宅または賃貸アパート等で保育を実施する事業
	居宅訪問型保育事業	利用者の自宅に派遣。ベビーシッター
	事業所内保育事業	主に従業員の子どものほか、地域の子どもにも保育を提供する事業
認可	市町村	
確認	市町村	
給付	事業者が代理受領	